**新販路開拓に向けた設備導入支援事業**

**補助金交付に係るＱ ＆ Ａ（7/20版）**

**１　事業について**

1. この事業の趣旨は如何？

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、東京2020大会が延期され、都内の小中高校が臨時休校になり、また食事提供施設が営業縮小あるいは自粛となったため、学校給食や外食向けの都内産野菜類、またはイベント用に出荷されていた都内産花きの販路が失われ、農業者の経営に大きな影響を与えました。

本事業は、この農業収入の損失を補填するだけでなく、今後、同様な大きな社会・経済上の変化が生じた場合も安定した農業経営を維持するために、農業者が今まで手を付けてこなかった新たな販路の拡大や６次産業化のために行う設備導入を支援するものです。

1. 新販路とは真に新しい取組のみを指すのか？

農業者が新たな販路を拡大したり新たな農産加工品を開発したりすることで、損失の補填、収入の維持及び経営の安定化を図ることが趣旨なので、原則としては全く新しい取組を対象とします。しかしながら、多角的な経営を行っている農業者においては真に新しい取組を始めることが実質困難と見込まれることから、現有設備の機能向上を伴う更新や設備等の数量増加により販売量、加工量等を向上させる取組も対象とします。

（例）　農産物自動販売機を冷却機能付きのものに更新する。保冷庫の台数を追加して出荷量を増やす、

1. 経済産業省の「持続化給付金」や農林水産省の「経営継続補助金」と合わせて本事業の補助金の交付を受けることができるか？

「持続化給付金」は補助事業ではなく給付措置なので、本事業と合わせて申請することに問題はありません。

「経営継続補助金」は補助事業になりますが、本事業を利用して同一の取組に対して二重に補助金交付を受けるものでなければ申請は可能と思われます。

1. 同一の取組に対して農林水産省の「経営継続補助金」と本事業を併願することは認められるか？

適正な補助事業の遂行を確保するため認められません。

**２　事業実施主体について**

1. 農業者であれば誰でも個人で申請することができるか？

個人での申請は、認定農業者又は認定新規就農者として区市町村から認定されていることが要件です。

1. 都市農業活性支援事業で指定されているいわゆる認定農業者の「みなす者」あるいは「相当者」も申請できるか？

本事業では、手続きを簡略化し、審査を迅速にするため「みなす者」あるいは「相当者」であることを区市町村長が申し出る制度を採り入れていません。そのため、「みなす者」あるいは「相当者」は事業実施主体になることができません。

※「みなす者」：事業実施年度内に認定農業者となることが確実であることを区市町村長が申し出た者

※「相当者」：区市町が基本構想を定めていない場合において、東京都農業振興プランで定める「目標とする経営モデル」に相当すると区市町長が都に申出を行い、都がこれを認めた者

1. 区市町村が独自の基準で認めている農業者は対象となるか？

本事業は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者と認定新規就農者のみを対象とします。

1. 農業経営を行う法人とは？

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく手続きを経て、農地を保有または使用する権利を有し、都内で農業経営を行っている会社法人やNPO法人等、農業協同組合法で定められた農事組合法人です。

1. 他の都の補助事業のように「農業者３戸以上で構成される営農集団」は事業実施主体になることができるか？

「農業者３戸以上で構成される営農集団」、いわゆる「任意団体」は本事業では事業実施主体にはなることができません。

1. 新型コロナウイルスで損害を受けた農業者や団体のみが対象か？

既に新型コロナウイルス感染拡大対策により損害を受けた農業者や団体だけでなく、今後の影響に対処するための取組を行う農業者や団体も支援対象となります。

**３　補助対象設備等について**

1. 補助対象とする設備等を具体的に示せ。

補助対象とする設備等は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種目 | 補助対象設備等 | 具体的な事例 |
| ① 農産物の新販路開拓に向けた設備導入② ６次産業化に向けた設備等の導入 | (ア) 冷却・冷蔵用機器 | 冷蔵庫、予冷庫、保冷庫など |
| (イ) 検査用機器 | 品質評価装置など |
| (ウ) 出荷用機器 | 選別・選果機、保冷コンテナなど |
| (エ) 輸送施設 | 冷蔵車、移動販売車などの特殊車両 |
| (オ) 直売用施設 | 直売スタンド、農産物自動販売機など |
| (カ) 加工・貯蔵・包装用機器 | 食品乾燥機、煮炊攪拌器、低温貯蔵庫、自動包装機、梱包機など |
| (キ) (ア)～(カ)の附帯施設 | 簡易な建物、電気、水道工事（最小限のもの）など |

1. 設備等の設置工事費などの経費も補助対処となるか？

補助対象設備等の本体の購入費のほか、運搬費や据え付け、配線・配管等のための施工費も補助対象経費とします。

1. 農産物を移動販売したいので、軽トラックは補助対象か？

汎用性のある（いかなる用途にも用いることができる）機械、施設は補助対象としておりません。従って、軽トラックは補助対象外です。ただし、本事業の目的達成のため限定的な用途に使用する、改造が施された特装車であれば補助対象とします。

（例）　鮮度を保持しながら農産物を運搬するための保冷コンテナ付軽トラック。農産物を加工し、移動しながら販売するためのキッチンカ―。

1. 大型スーパーとの商談がまとまりそうなので、物流センターに直接納入するための大型トラックは対象か？

問９の回答の通り汎用性のあるトラックは対象外です。

1. 購入だけでなく、リース（３年以上）も対象か？

リース導入の場合、リース料には、リース会社の手数料・保険料・金利・税金などが含まれるので、支払い総額が割高になることがあります。また、リース期間の設定が、本事業の目標の達成に適正であるかの評価が困難と思われるので、対象としません。

1. 新品だけでなく、中古品も対象か？

本事業で対象としている設備または機械の中古品は、価格の適正性を評価することが困難と見込まれるので、対象外とします。

1. 消耗品は対象か？

設備を導入することを趣旨としているので、消耗品の購入は対象としません。原則として１設備、１施設、１機械当たり**50万円以上**のものを対象とします。

1. ジビエの加工施設は補助対象施設か？

ジビエは農産物とは認められないので、対象外です。

1. 附帯施設とは？

農産物自動販売機の収納や雨除けのための建屋の建築、敷地内の電気及び水道、下水道の簡易な敷設工事を想定しています。該当するかどうか不明な点はご相談ください。

1. 単なる設備、機械の更新でも対象になるか？

単なる取替え更新（同機種、同性能）の設備、機械の購入は補助対象になりません。機能向上が必須条件です。

1. 人が多い都会の駅など自宅や農地から離れた場所に農産物自動販売機を設置したいが対象か？

対象となります。農地の付近に設置することが要件ではありません。

1. 農畜産物加工品の販売促進や宣伝のために設置する看板は補助対象となるか？

看板は、直売施設等と一体で整備する場合は補助対象としますが、看板単体を作成し設置するような場合は、要綱で定めた「設備等」とみなすことは難しいと思われますので、補助対象外とさせていただきます。

1. 直売用施設として建築物を建てることは補助対象となるか？

補助対象となりますが、建築基準法をはじめとした関係法令を遵守していることが前提です。

**４　申請手続き等について**

1. 補助金交付申請書（別記様式第１号）や事業計画書（別記様式第１号の２）は誰が作るのか？

事業実施主体である農業者や団体が自ら作成し、都に郵送で提出していただきます。

1. 事業計画書（別記様式第１号の２）の第２の１の共通目標の記載欄に事業実施年度の売上を記載する箇所があるが、どのように記載すればよいか？

事業実施年度（令和２年度）の、事業を実施する前における売上（見込み）金額を記載することで差し支えありません。

1. 農業協同組合が実施主体の場合、事業計画書（別記様式第１号の２）又は実績報告書（別記様式第９号）において売上はどのように記載すればよいか？

農業協同組合の事業において本補助事業による売上の増加（事業の効果）が把握しやすいように区分し、記載していただければよいものとします。そのため、どのような単位にするかは農業協同組合のご担当者のご判断にお任せします。

1. 事業実施の際、設備等の購入や業者を選定する上で相見積もりは必要か？

必要ありません。ただし、経費削減を図るため相見積もりを取ることは推奨されます。

1. この事業では、申請すれば必ず補助金を受けられるのか？

本事業では、補助金交付申請書（別記様式第１号）や事業計画書（別記様式第１号の２）の内容を都が審査して採択の可否を決定します。審査で非採択とされた案件については、補助金を交付しません。

1. 審査はどのように行われるのか？

都の担当者が直接、書面上で審査を行います。必要に応じて関係機関と協議や意見照会を行い、総合的な判断に基づき採択の可否が決定されます。

1. 審査結果はどのように通知されるのか？

採択の場合は「補助金交付決定通知（別記様式第２号）」が、不採択の場合は「不採択通知」が郵送にて通知されます。電話でのお問い合わせには応じかねます。

1. 補助金交付決定通知書（別記様式第２号）を受領した後の事業の流れは如何？

事業実施主体は、補助金交付決定通知書（別記様式第２号）を受領した後、提出した補助金交付申請書（別記様式第１号）及び事業計画書（別記様式第１号の２）に沿った事業に着手（設備等の購入、契約の締結等）していただきます。交付決定前に着手した事業は、補助対象となりませんのでご注意ください。

事業実施期間は令和３年１月29日までとされていますので、事業実施主体は、原則として事業を完了した後30日を経過する日、又は1月29日のいずれか早い日までに実施事業内容及び経費内容を取りまとめ、補助金実績報告書（別記様式第６号）として都に提出しなければなりません。

1. 補助金交付決定通知書（別記様式第２号）を受領した後、事業内容を変更することはできるか？

都に事業変更承認申請（別記様式第３号）を提出し、承認を得た上で、事業内容を変更することができることとしています。ただし、変更内容が事業の要件を満たさない場合は、補助対象にならない場合がありますので、必ず事業実施する前に、都にご相談ください。

1. 補助金実績報告書（別記様式第６号）を提出した後、補助金交付を受けるまでの流れは如何？

①　都は、提出された「補助金実績報告書（別記様式第６号）」に基づき、事業が適切に実施されたかどうか完了検査を行います。必要に応じて現地調査を行うことがあります。

②　都は、適切に実施されたことを確認できた事業の実施主体に対して、「補助金の額の確定通知（別記様式第７号）」を送付します。

③　事業実施主体は、定められた期日までに「補助金請求書（別記様式第８号）」及び「支払金口座振替依頼書（別途様式を定める予定です）」を都に提出します。

④　都は、補助金を口座振替にて支払います。年度内に支出を完了するように努めます。

1. 事業実績報告書（別記様式第９号）の第２の１及び２に事業計画時の売上を記載する欄があるが、当欄には当年度の実績も合わせて記載するべきではないか？

事業計画時（事業実施前）の売上（見込み）と事業実施後の実績を容易に比較するため、又、報告書の簡素化や作業の省力化を図るために本様式が適当であると判断して設定いたしました。

1. 事業実施報告書（別記様式第９号）の提出時期は如何？

事業実施１年後（令和３年度）は、当年度の実績をとりまとめ、翌年度（令和４年度）の５月末に提出していただくことになります、２年後及び３年後も同様です。

1. 事業計画書(別記様式第１号の２)で設定された目標が達成できない場合はどうなるか？

事業実施主体に対して目標の達成状況をヒアリングの上、未達成の程度に応じて指導を行います。目標が達成されないことが明らかな場合は、補助金を返還していただくこともあります。